

改正の概要

1. 土壤環境基準告示及び地下水環境基準告示

○土壤の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号）

土壤の汚染に係る環境基準項目に、「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」及び「1,4-ジオキサン」を追加する。

○地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目のうち「塩化ビニルモノマー」の項目名を、「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に変更する。

2. 土壤汚染対策法施行規則及び汚染土壤処理業に関する省令

○土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）

クロロエチレンについて、土壤溶出量基準、地下水基準及び第二溶出基準の設定を行う。また、様式第19（管理票）にクロロエチレンによる汚染状態を記入する欄を設ける。

○汚染土壤処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）

これまで一部の大気有害物質の排出実態の把握のために、汚染土壤処理施設における排出時の測定等を課してきたが、実態の把握が進んだことから、当該物質については測定の対象から削除する。

3. その他の土壤汚染対策法関連の告示

○土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法（平成15年環境省告示第16号）

クロロエチレンについて、土壤ガス調査を実施する際の測定方法を設定する。

○地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法（平成15年環境省告示第17号）

土壤ガス調査において、地下水に含まれるクロロエチレンの量を測定する際の方法を設定する。

○土壤溶出量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第18号）

クロロエチレンについて、土壤溶出量調査を実施する際の測定方法を設定する。